石綿使用原則禁止へ 年内にも施行令改正 厚生労働省

The Knights

厚生労働省は4月4日、発がん性がある石綿（アスベスト）を含む建材などの使用を禁止するため、今年中にも労働安全衛生法施行令を改正する方針を固めた。

石綿は、耐熱性や耐久性が高く、比較的安価なため、屋根や壁などの材料として広く利用されている。しかし、解体時などに粉じんを吸うと健康への被害が懸念されるため、使用禁止が検討されてきた。国内で使用されてきた石綿には3種類あり、発がん性が高い2種類（青石綿（クロシドライト）と茶石綿（アモサイト））は 1995 年に全面禁止されたが、危険性が低いとされる白石綿（クリソタイル）は使用が認められ、現在も輸入されていたが、今回の改正で、すべての石綿が原則使用禁止となる。

国内で使用されている石綿の 9 割以上が建材として利用されており、石綿以外の素材で代替することが難しい一部の製品（原発などに使われる耐熱・電気絶縁板や、化学工場の配管などに使われるシートやシール等）以外は輸入や製造、販売が禁じられます。

資料:平成15年4月15日付　読売新聞

技術監理室　瀬田洋一郎

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
ＵＲＬ：www.knights.co.jp

■事業内容■
1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
4 水道法第 20 条に基づく水質検査
5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
7 トータルサニテーション管理
8 委託試験・研究・開発